

生活心得

1. 登下校

- 1) 8時35分までに登校し、授業を受ける態勢を整える。
- 2) 下校時刻 月曜日～金曜日 ……17時00分
延長届を出した場合……18時30分
土日祝・長期休暇 ……17時00分
- 3) 原付バイク・自動二輪車・自動車等を運転しての登下校は禁止。

2. 服装・身だしなみ

- 1) 服装は標準服制度とする。
（「合格者のしおり」のとおり定める。）
- 2) 私服の着用も認めているが、学習の場に適したものであること。華美なものを着用しないこと。また他校の制服・セーラー服は禁止。
- 3) 染色、脱色、パーマ、エクステは禁止。身だしなみは、派手にならないように留意すること。ピアスの着用は禁止。

3. 校内生活

- 1) 登校後は、終礼終了時まで外出しないこと。外出の必要があるときは、担任に届け出て許可を得ること。
- 2) 学校内の美化に常に留意し、校舎校具は大切に取り扱い、破損紛失したときは直ちに係に届け出ること。(A・9)
- 3) 学校内で掲示、貼紙、配布等を行うときは、係に届け出ること。(A・12)

4. 1) 台風等による臨時休校について

- イ) 午前7時以降、10時までの間において、箕面市・豊中市・池田市・大阪市のいずれか、もしくは北大阪に特別警報または暴風警報が発令中の場合は、自宅待機とし、解除のおおむね2時間後より授業を行う。
- ロ) 午前10時以降も箕面市・豊中市・池田市・大阪市のいずれか、もしくは北大阪に暴風警報または特別警報が発令中の場合は、臨時休校とする。
- ハ) 大雨や洪水に関する警報発令の場合は、特に学校から指示をする場合を除き、臨時休校としない。ただし、居住市町村又は、通学途上の市町村に特別警報または暴風警報が発令中の場合は、自宅待機とする。登校できなかった場合は、出席すべき日数から減じる。

2) 交通機関の運休による授業の扱い

- イ) 阪急電車または阪急バスの場合
 - ① 午前7時以降、10時までの間において、運休中の場合は、自宅待機とし、解除の概ね2時間後より授業を行う。

- ② 午前10時以降も運休中の場合は、臨時休校とする。

ロ) その他の公共交通機関の場合

平常通り授業を行う。やむを得ず登校できなかった場合は、出席すべき日数から減じる。ただし、1科目でも出席した場合は、欠課科目は出席扱いとする。

校 時 表

授業の開始前に着席し、授業の用意をすること。

| | |
|-----|---------------|
| 予 鈴 | 8:35 |
| 1 限 | 8:40 ~ 9:30 |
| 2 限 | 9:40 ~ 10:30 |
| 3 限 | 10:40 ~ 11:30 |
| 4 限 | 11:40 ~ 12:30 |
| 昼休み | 12:30 ~ 13:10 |
| 予 鈴 | 13:10 |
| 5 限 | 13:15 ~ 14:05 |
| 6 限 | 14:15 ~ 15:05 |
| 7 限 | 15:15 ~ 16:05 |